

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

チェーン店への加盟料

Q：私は、この度、宅配ピザのフランチャイズ契約を締結し、チェーン店加盟料として契約金を支払いました。この契約期間は10年間となっています。

この加盟料の取扱いについて教えてください。

A：加盟料は、繰延資産として5年間で償却することになります。

【解説】

通常、フランチャイズシステムは、フランチャイザー（本部）との契約により、経営に関する指導や援助を受けるとともに、一括仕入れや加盟店の広告宣伝を本部が行うことなど、加盟の効果は大きいといわれていて、この加盟に際し一時金を支払うのが一般的のようです。

ご質問の場合も、経営に関する指導等種々の役務（サービス）の提供を受けるための権利金とされますので、その契約期間が1年以上であることから、繰延資産として処理することになります。

ところで、繰延資産の償却期間は、その支出の効果の及ぶ期間とされていますが、加盟一時金を支払った場合には、その性質の類似するノーハウの設定契約に係る一時金の償却期間である5年を適用して償却するのが相当と思われます。

